

犯行当時少年であつた被告人に対する死刑選択基準

永 田 憲 史

一、はじめに

二、死刑選択基準

三、犯行当時少年であつた被告人に対する死刑選択基準

一、はじめに

犯行当時一八歳未満のいわゆる年少少年及び中間少年に対する死刑は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（いわゆる国連人権B規約）六条五項、さらにそれを具体化する、児童の権利に関する条約二七条(a)により禁止されている。また、これらの規定と軌を一にして、少年法五一条一項が、(1) 可塑性に富み、教育可能性のより高い少年に対しては、教育的な処遇が必要かつ有効であること、(2) 人格の未熟さから、環境に左右されやすく、責任も成人より小さいと考えられること、(3) 年少者に対する社会の寛容が期待できること、(4) 情操保護の必要性も高いことを理由に、⁽¹⁾ 犯行当時一八歳未満の少年に対して死刑を無期刑に緩和することを定めている。⁽²⁾ これに対し、犯行当時一八

犯行当時少年であつた被告人に対する死刑選択基準

歳以上二〇歳未満のいわゆる年長少年については、そのような明文の制限がなく、少年法四〇条により、成人の刑事事件と同様の扱いがなされるため、死刑の処断が可能であるどのような場合に死刑を選択すべきかが問題となる。

近時、我が国における死刑をめぐる問題状況は、大きく変化しつつあると考えられる。すなわち、平成一三年(二〇〇一年)に、死刑を存置し、執行している我が国及びアメリカ合衆国に対して、欧州評議会(Council of Europe)は、「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止」において、死刑廃止に向けての取組みが見られない場合のオブザーバー資格の剥奪を示唆した⁽³⁾。また、平成一五年(二〇〇三年)に、我が国においては、死刑廃止議員連盟が、重無期刑の創設及び死刑制度調査会の設置等に関する法律案を作成するなど⁽⁴⁾、終身刑をはじめとする死刑の代替刑のあり方についての議論がいつそう活発化している⁽⁵⁾。さらに、治安問題や犯罪被害者への関心などから、量刑問題、特に死刑選択への国民の注目度が高まっているように思われる。こうした中で、我が国において、死刑に関する議論をより精緻に行なうために、現在の死刑の適用がどのように行なわれているかを十分に把握することが必要である。そこで、主に犯行当時成人であった被告人を対象に行なった死刑選択基準に関する従前の検討に引き続いて⁽⁶⁾、犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準を探究することとしたい。

なお、その前提として、死刑制度の合憲性・妥当性が問題となり⁽⁷⁾、特に犯行当時年長少年であった被告人に対して死刑を認めていることが問題となるが⁽⁸⁾、別の機会の検討に譲りたい。

(1) 平場安治『少年法「新版」』(有斐閣、一九八七)、四四三―四四四頁、前田忠弘「判批・名古屋高判平八年二月一六日」別冊ジュリ一四七号(一九九八)二三四頁以下、二二五頁、田宮裕ほか編『注釈少年法(改訂版)』(有斐閣、二〇〇一)四〇九頁。少年法五一条は、単純な寛刑主義ではなく、少年の可塑性・矯正可能性を重視した量刑基準を規定したもので、よ

り積極的・展望的な意味を有するとされる。松岡正章「判批・宇都宮地判平一二年七月一八日」判評五一三三号（二〇〇一）四九頁以下（判時一七五八号二一一頁以下）、五三頁。

(2) なお、大正少年法では一六歳以上について死刑を科しえた（法七条一項の反対解釈）。また、現行少年法草案でも同様の規定となっていた（草案一五条の反対解釈）。制定経緯につき、宮坂果麻理「少年と死刑」『三原憲三先生古稀祝賀論文集』（成文堂、二〇〇二）九五頁以下、九八—一〇一頁参照。

(3) Abolition of the death penalty in Council of Europe Observer states, Resolution 1253 (2001). 邦訳が、年報・死刑廃止編集委員会編『世界のなかの日本の死刑——年報・死刑廃止二〇〇二』（インパクト出版会、二〇〇二）四七頁以下にある。

(4) ここで言う「重無期刑」は、仮出獄を認めず（法律案二条）、恩赦での対応を念頭に置くものであって（同一〇条）、仮出獄までの期間が従来よりも長く法定されるものではないことに注意が必要である。なお、法案は、季刊刑事弁護三七号（二〇〇四）一〇二頁以下に掲載されている。法案作成に至る経緯については、桑山亜也「死刑廃止議員連盟の法案作成過程を振り返る——死刑論議の枠組みは変化したのか？」季刊刑事弁護三七号（二〇〇四）二八頁以下参照。また、一連の動きについて詳しく記したものとして、年報・死刑廃止編集委員会編『死刑廃止法案——年報・死刑廃止二〇〇三』（インパクト出版会、二〇〇三）四頁以下がある。

(5) 最近のものとして、例えば、年報・死刑廃止編集委員会編『終身刑を考える——年報・死刑廃止二〇〇〇—二〇〇一』（インパクト出版会、二〇〇一）四頁以下、石塚伸一監修『国際的視点から見た終身刑——死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題——』（成文堂、二〇〇三）、菊田幸一『死刑廃止に向けて——代替刑の提唱——』（明石書店、二〇〇五）などがある。

(6) 拙稿「死刑選択基準の動向と問題点」犯罪と刑罰一五号（二〇〇二）一四三頁以下。関連する判例評釈として、拙稿「判批・最判平一一年一月二九日判時一六九三号一五四頁ほか五件」甲南法学四三卷一—二二号（二〇〇二）五三頁以下。

(7) 死刑存廃の議論については、多くの論稿が存在するが、例えば、団藤重光『死刑廃止論』〔第六版〕（有斐閣、二〇〇〇）参照。

(8) 少年の場合、刑事事件においても、健全育成（少年法一条）の要請が及び、この理は、重大な犯罪を行なった少年においても変わるものではないとして、犯行当時少年であった被告人に対する死刑を許さないとする見解がある。齊藤豊治「少年

犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準

五二三（一四六七）

に対する死刑判決への疑問」法時六三卷三号(一九九一)一四二頁、覺正豊和「少年の死刑事件——千葉地裁平成六年八月八日判決に関する一考察——」千葉敬愛短期大学紀要一七号(一九九五)七頁以下、二〇頁、松岡・前掲注(一)五〇頁、菊田幸一「ホーンブック少年法」(北樹出版、二〇〇二)一二八頁、宮坂・前掲注(二)一〇四—一〇五頁。また、少年法五〇条が、調査の方針について規定した少年法九条の趣旨に従って、少年の刑事事件の審理を行なうよう求めていることから、「矯正可能性」という表現で少年の健全育成の可能性を量刑判断に組み込もうとしていると解し、「矯正可能性」を完全に奪ってしまう死刑は妥当でないとする見解がある。前田・前掲注(一)二二五頁。人道主義的刑事政策や社会復帰理念から、特に少年の死刑は許されないとする、覺正豊和「市川一家四人殺害事件に関する考察」『三原古稀』・前掲注(二)八四—三頁以下、八四四頁、八六八頁もほぼ同旨であると思われる。さらに、少年司法運営に関する国連最低基準規則(いわゆる北京ルールズ、昭和六〇年・一九八五年)二二・二(a)は、「少年」を「各国の法制度の下で犯罪のゆえに成人とは異なる仕方扱われることのある児童もしくは青少年」と規定し、同規則一七・二は、「死刑は少年が行ったどのような犯罪に対しても、これを科してはならない」と規定している。そこで、少年法二条一項によって二〇歳未満の者を「少年」とする我が国の法制において、少年法五一条一項のような例外規定を置くことによって、犯行当時少年であった者に対して死刑を科すことは、北京ルールズの観点から、本来許されないとする見解もある。澤登俊雄ほか編著『少年司法と国際準則——非行と子どもの人権』(三省堂、一九九一)一〇七頁「新倉修」、澤登俊雄『少年法入門「第三版」』(有斐閣、二〇〇五)二五二頁。さらに、各種の国際準則から年長少年に対する死刑が許されないとする見解もある。辻本衣佐「判批・広島高判平一四年三月一日」季刊教育法一三九号(二〇〇三)九八頁以下。他方、少年法四〇条の規定及び同法五一条の反対解釈から、年長少年に対する死刑適用を必要的に回避するよう求めているとするのは、法の過度の解釈であって、現行法が年長少年に対する死刑を許容する立場にあると考える見解もある。神田宏「少年と死刑」関西非行問題研究一五号(一九九六)二四頁以下、三三三頁。

二、死刑選択基準

犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準について規定した条文は、犯行当時既に成人であった被告人同

様、存在しない。そもそも、量刑基準について一般的に明示した条文すら存在せず、刑訴法二四八条及び改正刑法草案四八条が手がかりとなるにすぎない。そこで、以下ではまず、犯行当時少年であったか否かに限定せず、これまで裁判所が示してきた死刑選択基準を概観することとする。

最高裁は、犯行当時一九歳の少年が相次いで四人を殺害するなどした、昭和五八年の永山事件第一次上告審判決において、死刑選択の一般的な基準について初めて判断を行ない、罪刑の均衡と一般予防という量刑基準と、九個の量刑事情を摘示した。⁽⁹⁾すなわち、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない」と判示したのである。かかる判示は、一般的な基準を羅列したにとどまり、各因子の適用方法や因子間相互の関係を明らかにするものではなかったものの、実務上、この基準に則った判断が定着した。

永山事件第一次上告審判決以後、これまでの裁判所の判断を総合的に検討すると、⁽¹⁰⁾検察官の死刑の求刑と行為者による故意の殺害を大前提に、被殺者数により一定のふり分けがされた後、犯行の罪質・目的、故意の殺害を伴う前科、共犯における主導性、殺害の計画性、性被害及び行為者の年齢といった、影響度が重大な因子の存否・程度により、ほぼ死刑選択の当否が判断され、その他の一定程度影響を与える因子の存否・程度により、若干の修正・補完がなされていると言える。裁判所は、おおむね、被殺者数と、影響度が重大な因子の大部分を占める罪体に関する事情の二つを中心に判断しているものの、被告人の情状を中心とする、いわゆる主観的事情をどの程度考慮に入れるか

についてはかなりの幅があり、裁判所が主観的事情を考慮に入れば入れるほど、死刑が回避される傾向にあると考えられ、主観的事情の考慮及びその程度が、量的に大きな可変的・変動的因子として存在していると考えられる。

また、死刑が問題となった事案において、最高裁が原判決の死刑又は無期刑の判断に問題があるとして刑法四一条二号により破棄したこれまでの事案は、刑の質的な差に対応する情状の質的な差があり、いずれも原判決の量刑が従来の死刑選択基準から極めて明白に逸脱したもので、類似の事案とのバランスを著しく欠いた事例に限定されている。⁽¹¹⁾

(9) 最判昭五八年七月八日刑集三七卷六号六〇九頁。

(10) 拙稿「死刑選択基準」前掲注(6)一四九—一五二頁。

(11) 拙稿「死刑選択基準」前掲注(6)一六三—一六四頁。

三、犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準

1. 概況

永山事件第一次上告審判決以降、犯行当時少年である被告人の死刑が最高裁で確定した事件は、平成一三年(二〇〇一年)のいわゆる市川事件⁽¹²⁾のみである⁽¹³⁾。永山事件第二次上告審判決⁽¹⁴⁾で死刑が確定した後、下級審で死刑判決が下されたものとして、いわゆる大高緑地事件⁽¹⁵⁾の第一審判決と、いわゆる連続リンチ殺人事件⁽¹⁶⁾がある。このうち、前者は、控訴審で破棄自判され、無期懲役刑が確定している。また、後者は、現在、名古屋高裁に係属中である。このように、犯行当時既に成人であった者の事件は、永山事件第一次上告審判決後多数あり、前述のように死刑選択基準を窺い知

ることができるとに対し、犯行当時少年であった被告人の事件で死刑選択が問題となった事件は近時極端に少ない。そこで、犯行当時少年の被告人に対する死刑選択のこれまでの運用動向と合わせて犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準を探るために、永山事件第一次上告審判決以前の状況をも合わせて概観することとしたい。

まず、第二次世界大戦後、永山事件第一次上告審判決より前に、犯行当時少年の被告人に死刑判決が確定した事例は、確認できる限りで、旧刑法又は旧少年法適用事件を含めて三七件あり、そのうち、最高裁で原判決の死刑判決が是認され、上告棄却されて死刑判決が確定したものは、そのうち二九件である。⁽¹⁷⁾この二九件のうち、被殺者五名のものが一件、⁽¹⁸⁾被殺者四名のものが四件、⁽¹⁹⁾被殺者三名のものが二件、⁽²⁰⁾被殺者二名のものが一三件、⁽²¹⁾被殺者一名のものが九件ある。⁽²²⁾これを最高裁で上告棄却された年代別に見ると、昭和二〇年代前半が五件、昭和二〇年代後半が七件、昭和三〇年代前半が六件、昭和三〇年代後半が五件、昭和四〇年代前半が三件、昭和四〇年代後半が二件、昭和五〇年代前半が一件となっている。

2. 時期区分

このように、裁判所は、永山事件第一次上告審判決の前後を問わず、一八歳又は一九歳という年齢により、直ちに死刑判決を回避してきたというわけではない。⁽²³⁾そして、こうした流れは、死刑判決の確定時により、以下の三つの時期に区分できるように思われる。

第一期は、第二次世界大戦後、昭和三〇年代半ばまでである。この時期においては、全体の犯行計画が周到でないような事案、特に殺害の計画性がなかったり、乏しかったりするような事案に対してまで、死刑が選択されている。⁽²⁴⁾

その理由として、第一に、第二次世界大戦後、社会や経済の混乱を背景に、成人によるものであるか、少年によるものであるかを問わず、重大な犯罪が激増していたという事情が挙げられる。具体的には、少年・成人を合わせた全体の殺人の検挙人員が年間三〇〇〇人前後を数えており、少年の殺人の検挙人員も年間四〇〇人前後、少年の強盗致死の検挙人員も常に年間一〇〇人以上あった。⁽²⁵⁾ 第二に、第一のような事情を踏まえて、成人による殺人や強盗殺人といった重大な事案に対して、死刑選択が極めてなされやすかったことが考えられる。第三に、特に死刑選択が問題となるような事案について、成人と年長少年を別異に取扱おうとする姿勢に乏しかったことがあると思われる。すなわち、成人に対して、死刑選択がなされやすくとも、少年法一条の健全育成の理念が強く意識されるなどすれば、成人と年長少年を別異に解し、年長少年への死刑選択が回避されることとなろう。しかし、この時期には、逆に、成人年齢に接近する年長少年には、凶悪な犯罪を犯す者がいることを想定し、年長少年に対する死刑を排除しなかった少年法五一条一項の制定経緯⁽²⁶⁾に添う形で、年長少年にも成人同様に死刑が選択されていたと言える。第四に、この時期は、第二次世界大戦直後で、国民の平均的な経済状態が劣悪であり、家族状況が良好とは言い難い場合も多かった。そのため、被告人が貧困であったり、家庭環境が悪かったりしても、特殊な事情として考慮されることが少なかったように思われる。以上のように、少年による重大な犯罪の激増に対して、成人同様に死刑選択がなされやすい中で、いわゆる主観的事情、すなわち、犯罪者側の事情が死刑選択にあたって考慮されにくかったため、犯行当時少年であった被告人に対して比較的多くの死刑判決がなされるに至った。

第二期は、昭和三〇年代半ばから昭和四〇年代までである。この時期において死刑判決がなされるのは、犯行の計画性、特に殺害の計画性が周到である事案がほとんどになり、言わば、「大人顔負け」の犯行を行なった事案に死刑

の適用が限定されるようになったと考えられる。⁽²⁷⁾ 言い換えると、用意周到な重大事犯以外の場合、死刑が回避されやすくなった。その理由としては、第一に、第一期に比べて、社会の安定や高度経済成長が達成され、それに伴って、犯罪が減少しつつあったことが挙げられる。もともと、この時期は、少年の強盗致死の検挙人員が年間一〇〇人前後にまで減少したものの、少年の殺人の検挙人員が多いときで年間四〇〇人弱、少なくとも一〇〇人以上あり、⁽²⁸⁾ 次に述べる第三期に比べれば、まだまだ高い水準にあったことに留意する必要がある。第二に、第一のような事情を踏まえて、第一期に比べて、成人による殺人や強盗殺人といった重大な事案に対して、死刑選択がなされにくくなったことがある。第三に、少年法の理念が広く受け入れられ、成人と年長少年を別異に取扱おうとする姿勢が強く見受けられるようになったことがあると考えられる。第四に、第一期に比べて、国民の平均的な経済状態や家族状況が向上したことがあるように思われる。そのため、被告人が貧困であることや、家庭環境が悪いという事情が、犯罪や非行を惹き起こす特殊な事情として、すなわち、少年に有利な情状として考慮されることが多くなったと言える。以上のように、犯罪動向の沈静化に伴って、成人に対する死刑選択が抑制された上、少年を成人とは別異に取扱おうとする傾向が強まり、加えて、主観的事情が考慮されやすくなった。それゆえ、第一期に比べて、犯行当時少年であった被告人に対する死刑判決が減少することとなった。

第三期は、昭和五〇年代から、永山事件第一次上告審判決をはさんで、今日まで続くものである。この時期の動向として、少年犯罪に対する量刑の峻厳化の傾向が窺えるとする見解もある。⁽²⁹⁾ しかし、「少年に対して死刑を科さない少年法⁽³⁰⁾の精神は、年長少年に対して死刑を科すべきか否かの判断に際しても生かされなければならない」と述べた永山事件第一次控訴審判決を筆頭に、⁽³⁰⁾ 少なくとも死刑選択に関しては、判例上、年長少年に対する死刑選択に慎重な配

慮がなされることとなり⁽³¹⁾、死刑選択が極めて抑制されることとなったと言える。死刑選択は、犯行が身代金目的で計画的なものや⁽³²⁾、被殺者数四人を数える、永山事件、市川事件及び連続リンチ殺人事件のように、被殺者数が極端に多いものに限定されるに至った。その理由としては、第一に、第二期までに比べて、社会や経済が安定し、それに伴って、犯罪がより減少したことが挙げられる。この時期においては、少年の殺人の検挙人員が年間一〇〇人を割ることがほとんどとなり、少年の強盗致死の検挙人員が年間五〇人前後にまで減少⁽³³⁾し、第二期までと比べて、さらに低い水準へと移行した。第二に、第一のような事情を踏まえて、第二期までに比べて、成人に対する死刑選択が抑制されたことがある。第三に、少年法の理念が浸透し、成人と年長少年を別異に取扱おうとする姿勢がよりいっそう強まったことがある。第四に、第二期までに比べて、国民の平均的な経済状態や家族状況がよりいっそう向上したことが否定できないように思われる。それゆえ、被告人が貧困であることや、家庭環境が悪いという事情が、それまで以上に少年に有利な情状として考慮されることが増えたと言える。以上のように、第二期以上に、犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択がなされにくくなった。そのため、犯行当時少年であった被告人に対する死刑判決がほとんど見られないようになった。

このように、第二次世界大戦後、犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択の際には、いわゆる主観的事情が一定程度影響力を持つようになってきたとは言え、犯罪それ自体に関わる側面が最も重視されてきたと言える。その中でも、死刑選択の際に、計画性を要求する傾向が強まってきていると考えられる。

3. 判例における年齢や精神的な未熟さの評価

問題は、死刑選択の際の年齢それ自体や精神的な未熟さの影響度である。そもそも、現行法が、死刑適用可能年齢を一八歳という犯行当時の年齢で一律に判断することを求めているため、精神的に未熟であることをもって直ちに死刑が回避されてきたわけではない。⁽³⁴⁾しかし、判例上、こうした事情を全く考慮してこなかったわけではなく、裁判所は、年齢それ自体や精神的な未熟さを以下に述べる二つの場面で考慮してきたと考えられる。

第一に、犯罪に関わる側面、特に計画性や共犯の主導性において、精神的な未熟さが斟酌されてきた。すなわち、少年の場合、精神的な未熟さから、衝動的に犯行を行ったり、犯行計画の立て方が杜撰であったりすることが多く、計画性がなかったり、乏しかったりすると認定されやすい。また、共犯事件のうち、個々の行為者の結びつきが希薄である匿名的・非組織的集団での犯行の場合、表面上、共謀や犯行計画があっても、虚勢や攻撃性の誇示によるものや、他者に迎合的・追従的で実質を伴わないものと評価されやすく、共犯者に男女が混在した場合、互いに異性からの評価を意識して大胆な行動に及びやすい。⁽³⁵⁾この典型例が、大高緑地事件控訴審判決であり、「社会的に未成熟な青少年らの、短絡的な発想からの、無軌道で、思慮に乏しい犯行といえる性格を帯びており、綿密な計画に基づいて周到な準備を行」なった「犯罪と評価すべき側面は見出しがたい」と述べて精神的未熟さに配慮した認定を行なっている。同様に、連続リンチ殺人事件第一審判決も、「いずれの犯行も、それに至る経緯等をみると、自らの欲望、感情の赴くまま行動して傷害や強盗などを犯した少年達が、被害者らを解放すれば警察に通報されるなどと考え、自らの行動によって生じた結果の処置に困惑し、その際、虚勢をはる心理も混じって声高に激化した言動をする者に影響され、相手に弱みを見せられないという少年期特有の心理状態も手伝い、これに同調し、お互いが適切に事態を収束させることができないまま、最悪の結果を招いたものと認められる。知的、情緒的及び社会的未成熟な少年が必ずしも

統率されていない集団を形成したことによる、短絡的、場当たりのな犯行という面を有している」とし、精神的未熟さが特に集団において犯行を暴走させることを認めている。以上から、判例上、前述の第一期から第三期へと至る過程において、死刑選択の際に計画性及びその周到さが、さらに、共犯事件の場合には、犯行の主導性がより要求されるようになり、死刑選択に大きな影響を与えるようになってくる中で、年齢それ自体やその特有の精神的未成熟さが、計画性や共犯の主導性をはじめとする犯罪に関わる側面の判断の中に取り込まれてきたと言える。

第二に、端的に、被告人自身に関わる、いわゆる主観的事情として、年齢それ自体や精神的未熟さが斟酌されてきた。⁽³⁶⁾ また、これらの要素が改善可能性の評価に取り込まれることも多い。⁽³⁷⁾ しかし、こうした主観的事情は、成人同様⁽³⁸⁾ 少年の場合も、犯罪自体に関わる因子に比べると、死刑選択の影響度に判決ごとに大きな差が生じやすく、重視されないことも多い。そのため、結果として、これらの事情は、「人の生命が無二、至尊でかけがえないものであるが故に、多数の者の生命を故なく奪ったことの責任を自己のかけがえない生命で償うほかない場合も絶無ではなく、この理は年長少年に関しても基本的に異なるものではない」と市川事件第一審判決が述べたように、被殺者数が多いなど、極めて重大な事件の場合には、死刑を回避させるほどの影響力を有しえないことも多い。⁽³⁹⁾ そのため、判例は一般に刑事処分を少年法体系から独立のものと観念しているとする指摘にこの点では説得力がある。⁽⁴⁰⁾

以上のように、判例は、主観的事情だけでなく、計画性をはじめとする犯罪に関わる面においても、年齢やその精神的未熟さを取り込んで評価する傾向にある。そして、判例が、死刑選択の際に、計画性をより強く要求するようになる中で、計画性の判断を通して、間接的にはあるものの、年齢や精神的未熟さが死刑選択に比較的大きな影響を与えることとなってきた。一方、年齢や精神的な未熟さが、端的に主観的事情として死刑選択に影響を与えることは、

犯罪が重大であればあるほど、少なくなると分析できる。

4. 近時の事例の検討

こうした分析から、最近、死刑判決が最高裁判所で確定した市川事件と、第一審で死刑判決が下され、現在、控訴審に係属中の連続リンチ殺人事件を検討することとする。

まず、市川事件について検討する。この事件は、殺害の計画性が乏しく、安易に犯行を企んだ点がまさに被告人の未成熟さを示すものと言える。また、控訴審が指摘するように、その場の成り行きで発展・拡大していったものであり、被告人が未成熟であるがゆえに、状況の統制が十分にできず、重大な結果を生じるに至ってしまったと評価することができる。従って、この点は、死刑を回避する方向に斟酌されやすい。しかし、本件では、四名が殺害されている上、性被害も随伴するなど、結果が重大であり、主観的事情も死刑回避の方向に影響を及ぼしにくく、死刑が選択されやすかったと考えられる。

次に、連続リンチ殺人事件について検討する。この事件も、犯行全体の計画性が乏しく、短絡的な行動と暴力団に関係した者の心理が絡み合って、犯行が十分な統制の取れないまま拡大したものと言える。さらに、シンナー吸引なども犯行の野放図な拡大に影響していると考えられる。従って、これらの点は、死刑を回避する方向に斟酌されやすい。しかし、本件では、三名が殺害されている上、傷害致死事件を含めると死亡の結果が生じた被害者の数が四名に達するなど、結果が重大である。そのため、家庭の事情から教護院（現在の児童自立支援施設）に入院した経験を有するといった、生育歴の劣悪さなどの主観的事情も死刑回避の方向に影響を及ぼしにくく、死刑が選択されやすかつ

たと考えられる。また、本件では、共犯者のうち、主導的役割を果たした被告人に死刑が選択され、そこまでの役割を果たしていないと判断された残りの二名の被告人に無期懲役が選択されている。成人の共犯事件においては、主導的役割を果たすか、他の被告人と同等の寄与を行った被告人に対して、従属的役割にとどまった被告人に比べて、死刑が選択されやすく、犯行当時少年であった被告人の場合においても、そのような判断が貫徹されたものと考えられる。ここで、注意すべきは、主導的役割又は従属的役割の判断の際に、犯行を実質的に主導したかどうかは焦点が当てられており、形式的な地位の優劣から決定されるものではないということである。すなわち、本件では、形式的には、兄責分であっても、犯行を実質的に主導していなかった被告人が無期懲役となる一方、弟分にあたるが、犯行を実質的に主導した被告人が死刑となっている。これは、少年の場合、本件第一審判決が判示したように、「形式的には格上であり、本来であれば兄責分として全体を統率すべき立場にあったが、実質的にはその力を備えて」いないと評価されたり、逆に、「形式的には格上の」共同被告人が「兄責分としての役割を果たす力がないことに乗じ、事実上集団の意向を左右する言動をし」と評価されたりすることも多いと考えられるためである。

市川事件は、永山事件と並んで、被殺者数四人の事案であったため、大高緑地事件などと単純に比較して、被殺者数が四名でなければ、犯行当時少年の被告人が死刑とならないと理解する向きもある⁽⁴¹⁾。また、連続リンチ殺人事件は、被殺者数三名の事案であるが、傷害致死の被害者も合わせれば、死亡の結果が生じた被害者の数は四名であり、永山事件や市川事件に準じて考えることもできそうである。しかし、これまで検討してきたように、年齢や精神的成熟度が、間接的であるとは言え、計画性の判断に相当程度影響を及ぼし、計画性が死刑選択で重視されることを考えると、犯行の計画性が乏しかった永山事件、市川事件及び連続リンチ殺人事件だけからそのように理解することは妥当では

ない。むしろ、被殺者数がこれらの事件より少ない場合であっても、極論すれば被殺者数が一名であったとしても、身代金目的の誘拐などの死刑になりやすい事案で、周到な計画に基づいて、綿密に準備を行ない、計画通り殺害を實行したような場合には、死刑が選択される可能性があると考えられる。共犯事件において、主犯格の者が犯行計画を細部に至るまで立案し、従属的な共犯者に的確に指示や命令を行ない、肅々と犯行計画を実行すれば、なおさらであろう。計画性や犯行の主導性は、死刑選択に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、事実認定上、判断や評価が困難であることも多いと考えられる。そして、共犯事件においては、いっそうその傾向が顕著であると思われる。⁽⁴²⁾ それゆえ、計画性をはじめとする犯罪に関わる側面について、評価を厳格かつ詳細に行なう必要がある。

現在、少年犯罪に対する厳罰化の要請が強まる一方、⁽⁴³⁾ 犯行当時成人も含めた全体の無期刑の仮出獄までの期間が急激に長期化して、死刑と無期刑の量的格差が急速に縮小しつつある。⁽⁴⁴⁾ こうした中で、犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準がさらに変化する可能性があり、今後の判例の動きに注意が必要であろう。

(12) 最判平一三年二月三日裁判集刑事二八〇号七一三頁。

被告人は、高校退学後、祖父の事業の手伝いをしてきたが、祖父、母、弟に対して暴力を頻繁に振るっていた。一八歳八月のとき以降、傷害事件を四件起こし、うち一件では、被害者を強姦した。また、それとは別に、強姦致傷事件を一件起こした。こうした中、被告人は、パブのホステスを店の関係者に無断で連れ出し、被告人方に宿泊させるなどしたため、暴力団組長に金員を要求されるに至った。金員の捻出に窮した被告人は、前記の強姦致傷事件の際に住所・氏名を知った被害者(二五歳)宅に侵入して金員を窃取しようと考え、家族状況を知るべく電話をしたり、居住するマンションに赴いて居室や防犯カメラの設置状況を確認したりするなどした上、現金や預金通帳を窃取する目的で、被害者宅に侵入した(当時一九歳一月)。現金や預金通帳の所在を聞き出そうと、前記被害者の祖母(八三歳)から現金約八万円を強取した際、同女が電話をかけるそぶりを見せたため、電気延長コードで絞頸して殺害した。その後、外出して煙草とジュースを購入して再び被

犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準

害者宅に戻り、金員を奪い（強盗殺人）、引き続き金員を物色中、前記被害者とその母が帰宅したため、警察への通報を危惧して、背部を突き刺し、失血死させた（強盗殺人）。さらに、前記被害者の妹（四歳）が保育園から帰宅した際に犯行に気付かないよう、血痕や失禁痕を掃除し、食事をとった。続いて、前記被害者の父からも金員を強取しようと思ひ、その帰宅を待つ間に、前記被害者を強いて姦淫した（強姦）。姦淫継続中、前記被害者の父が帰宅したため、左肩を突き刺し、暴力団員の名刺を見せて因縁をつけた上、金員を要求し、父の指示で前記被害者が探し集めてきた通帳を強取した。さらに、前記被害者の父母が経営する会社の事務所にある預金通帳と印鑑をも強取しようと考え、前記被害者をして同社従業員にこれから預金通帳などを取りに行くこととしたものの、前記被害者の父が警察に通報することを恐れて、背部を突き刺して失血死させ、外出して通帳を強取した（強盗殺人）。続いて、前記被害者を伴って、ホテルに宿泊し、強いて姦淫した（強姦）。翌日、前記被害者宅に戻ったところ、前記被害者の妹が目を覚ましたため、犯行の発覚を免れる目的で、突き刺して失血死させた（殺人）。間もなく、そのことを知った前記被害者に責められて立腹して切り付け、傷害を負わせた（傷害）。

第一審（千葉地判平六年八月八日判時一五二〇号五六頁）は、可塑性に富む若年者に対する死刑の適用に慎重たるべきとする弁護人らの主張に対して、理解を示しつつも、「人の生命が無二、至尊でかけがえのないものであるが故に、多数の者の生命を故なく奪ったことの責任を自己のかけがえのない生命で償うほかない場合も絶無ではなく、この理は年長少年に關しても基本的に異なるものではない」とした上で、少年についても、永山事件第一次上告審判決の基準が妥当するとした。その上で、（一）強姦致傷事件の被害者の祖母に対する殺害の計画性がなかったこと、（二）劣悪な家庭環境であったこと、（三）犯行当時少年であり、改善更生の可能性が否定できないこと、（四）被告人が一応の反省を示していること、（五）接触を拒絶している強姦致傷事件の被害者以外の被害者に対して、被告人の母が謝罪をし、所有するマンションを売却するなどして資金を作り、一部被害者に弁償を行って示談を成立させたり、治療費などの一部を送付したりしており、また、強姦致傷事件の被害者の家族の菩提寺にも喜捨をするなどしていることなど被告人に有利な情状を指摘しつつ、（a）以上のように犯行態様が残酷かつ冷酷で、金員強取に向けて終始冷静かつ執拗に行動していること、（b）逮捕された当初に被告人が犯行を全面否認した上、強姦致傷事件の被害者と親しい関係にあるとの偽りを述べていたこと、（c）祖父に対してたびたび暴力を振るっていたこと、（d）女性関係が放埒であったこと、（e）特に強姦致傷事件の被害者の被害感情が峻烈であること、（f）社会的影響も大きいこと、（g）凶暴性・反社会的な人格が顕著であること、（h）年長少年であって、身体的にも十分に発育し、民

被害者を各々一日又は二日連れ回した上、犯行の発覚を免れるため、絞頸により、順次殺害し、用意してあった穴に死体を埋めた(殺人、死体遺棄)。第一審は、被告人全員に共通する「一般的情状」として、(一)犯行が悪質・執拗・冷酷であること、(二)動機が自己中心的であること、(三)被害が甚大であること、(四)強盗・殺害・死体遺棄各々に計画性があること、(五)通り魔的犯行で社会に不安を生じさせたこと、(六)被害者に何ら落ち度がなく、遺族も厳罰を望んでいること、他面、(七)精神的に未成熟な者が集団を形成し、相互に影響・刺激・同調し合い、敢行したものであることを挙げた。そして、主犯格の被告人に関わる「個別的情状」として、(a)首謀者の地位にあって、犯行の提案・指示を行なうとともに積極的に実行を行なったこと、(b)罪証隠滅工作を行なったこと、(c)窃盗の前歴があり、保護観察中に別罪を行なったり、不処分となると直ちに所屬していた暴力団事務所に戻ったりするなど犯罪性が根深いこと、(d)少年鑑別所で反省しているとは思えない態度が見られたこと、他面、(e)犯行当時は暴力団を離脱していたこと、(f)被害者遺族と示談が成立していること、(g)反省の態度が芽生えてきたことを挙げ、「罪責は誠に重大であり、……被告人に有利な事情を考慮に入れても、さらに可溶性に富む少年に対する極刑の適用は特に慎重であるべきことを考慮に入れても……死刑に処する外はない」と述べて、死刑判決を下した。これに対し、控訴審は、矯正可能性の有無について、罪刑の均衡を検討する際の行為者側の主観的量刑因子の一つにすぎないとしつつも、犯罪性の深化について疑問を呈し、第一審の指摘する(七)の事情について、「自らが惹き起こした事態の適切な解決への途を選択し得ないまま、次第に自縄自縛の状態に陥っていったと解される事情も認められるのであって、社会的に未成熟な青少年らの、短絡的な発想からの、無軌道で、思慮に乏しい犯行といえる性格を帯びており、綿密な計画に基づいて周到な準備を行い、これを冷徹に遂行した犯罪と評価すべき側面は見出しがたい」とし、「重大事犯につき、死刑の適用をきわめて情状が悪い場合に限定し、その是非を厳正かつ慎重に適用している現況にかんがみれば」と述べて、破棄自判して無期懲役の判決を下した。

(16) 名古屋地判平成一三年七月九日公刊物未登載【LEX/DB【文献番号】二八〇六五二六九】。一日間で、三名を殺害、一名を傷害致死で死亡させたもので、総計一〇人が犯行に関与した事件である。主犯格とされた被告人は、X(犯行当時一九歳六月)、Y(犯行当時一九歳二月)、Z(犯行当時一八歳一月)の三名であった。Xは、家庭の事情から教護院での生活歴があり、中等少年院送致及び特別少年院送致の処分歴があった。また、犯行前から暴力団の組事務所に入入りしていた。Yは、高校退学後、元暴力団組員と仮の盃を交わしており、元組員とともに起こした暴力事件で保護観察の処分歴があった。

元組員の出所後、暴力団構成員として活動していた。Zも、家庭の事情から教護院での生活歴があり、初等少年院送致及び中等少年院送致の処分歴があった。

Xは、コンビニエンスストアに立ち寄って購入したカッターナイフを用いて、Y及びZ以外の共犯者二名とともに、現金三万円を強取し、傷害を負わせた（津島事件・強盗致傷）。

Xは、津島事件で指名手配を受けて大阪方面へ逃走中、Y及びZと出会い、Yが既に金を交わしていた暴力団組員との間で金を交わし、Xらは、代紋を受け取った。Xらは、恐喝により金員を得ていたが、工業者に人夫を送り込んで金員を得ようと、路上で男性を捕まえようとしたものの、一度は失敗した。再び犯行に及び、男性一名をビルに約一六時間監禁して集団で暴行したが、工業者に人夫として送り込むことができず、負傷した男性の処置に困惑し、革ベルトを用いた絞頸により窒息死させて殺害し、死体を山中に遺棄した（大阪事件・殺人、死体遺棄）。その他にも、Xらは、Y及びZ以外の共犯者とともに、三名から金品を喝取し、監禁して脅迫及び暴行を行なう事件を起こしている（大阪事件・恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反）。

Xらは、Y及びZ以外の共犯者の一人が警察に逮捕されたことを知り、警察の追及を逃れるために大阪を離れて愛知県に向かった。Xらは、シンナー吸引中の些細なトラブルから、一緒にシンナーを吸引していた男性の頭部や背部等を多数回殴打し、腹部を足蹴にした上、シンナーに着火して火傷を負わせるなどの暴行を約七時間にわたって断続的に加え、自力による起居動作を不可能ならしめる瀕死の傷害を負わせ、その身体を堤防上から蹴って落とし、両手両足を持って引きずるなどして河川敷の雑木林内に放置し、死亡させた（木曾川事件・傷害致死）。

翌日夜、Xらは、ほか三名とともに、ボウリング場でたまたま出会った三名に因縁を付けて、駐車場で暴行を加え、さらに、自動車内に監禁した上、暴行を加えて、傷害を負わせ、金品を強取した。さらに、凶器を探して自動車内に積み込むなどして、金品強取後も約三時間にわたり監禁し続けた上、犯跡を隠蔽するため、用意したアルミ製パイプを用いて、うち二名に殺意を持って激しい暴行を加え、失血死させた（長良川事件・監禁、強盗殺人、強盗致傷）。

第一審（名古屋地判平一三年七月九日）は、「綿密な計画に基づいて周到な準備を行い、これを冷徹に遂行した犯罪とは言い難い面がある」と評価した。そして、まず、Xについて、反省の兆しが表れ、写経や遺族に謝罪の手紙を送付したことなど有利な情状を指摘しつつ、「当初の言動の段階では、必ずしも確定的に殺意を抱いていたというものではなく、また、

自分の意図する計画に共犯者らを引き入れ、犯行を実現するというような綿密な計画性をもって行動していたものとまでは認められない」ものの、「集団の方向性を決定づける重要な発言をし、かつ、死亡した被害者四名全員に対して自ら強力な暴行を加えて重大な犯行を実行しており、集団の推進力となって」いたと分析し、「形式的には格上のYが兄貴分としての役割を果たす力がないことに乗じ、事実上集団の意向を左右する言動をし」たのであり、その「存在なくして各事件の発生はなかったと評価できるほど重要で不可欠な地位を占めている」と認定した。しかも、不合理な弁解を続けたり、共犯者に責任を転嫁したりする供述も見られたことを指摘し、死刑判決を下した。

次に、Yについて、「形式的には格上であり、本来であれば兄貴分として全体を統率すべき立場にあったが、実質的にはその力を備えておらず」、Xに「追従する場面が多く、内心では反発を強めながらも、適切な行動をとることができないまま、最悪の結果を招いた」と認定した。加えて、長良川事件では暴行に積極的ではなく、公判でも各犯行をおおむね素直に認め、遺族に謝罪の手紙を送付したことなど有利な情状を指摘した。また、Zについて、「大阪事件のうちの殺人事件、長良川事件について、いずれも殺意及び殺人の共謀を否認し、弁解をしており、自己の罪責の軽減をはかろうとする態度が認められる」としつつ、X及びYとの関係では、「年下で、序列も格下の地位にあり」、特にXとの関係では、「その意向に追従せざるを得ない立場にあったことは否定でき」ず、大阪事件で殺害行為を自ら完遂することを避け、木曾川事件では追従的な立場で行動している上、謝罪の手紙を送付したことがあるなど、有利な情状を指摘した。結局、Y及びZについては、「行為の内容、被害者死亡に及ぼした影響の程度、集団における地位、少年時代の保護処分歴、矯正可能性の程度等において」、Xとは異なる面があるとして、いずれも無期懲役の判決を下した。

検察官・被告人双方から控訴がなされている。なお、本件では、週刊誌が行なった報道が推知報道にあたるか問題となり、少年法六一条の解釈につき、最高裁が初めて判断を示した。最判平一五年三月一四日民集五七卷三号二二九頁。

- (17) 確定事件をまとめたものとして、永山事件第一次上告審判決・前掲注(9)の検察官の上告趣意書添付の別表がある。同六五九頁以下。

- (18) 最判昭二六年九月六日裁判集刑五二号一〇一頁(事案の詳細につき、刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一三七頁参照)。

- (19) 最判昭二六年七月六日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引九八頁、最判昭三一年二月二日刑資二二七号付録死刑事

件判決総索引一四三頁、最判昭三三年四月一七日刑資二〇三三事件一覽表一一頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）、最判昭四一年二月一日刑資一八九号事件一覽表一頁本文一頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）。

(20) 最判昭三三年六月八日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一三六頁（旧少年法適用事案）、最判昭三八年二月八日判例集未登載（事案の詳細につき、神戸地判昭三六年三月二七日下刑集三卷四号二六三頁参照）。

(21) 最大判昭三三年三月二日刑集二卷三号一九一頁（旧刑訴法適用事案）、最判昭二四年二月一五五刑資五六号上卷三八四頁、最判昭二四年三月三日刑資五六号上卷六四二頁、最判昭二四年五月三十一日刑資五六号上卷五八四頁、最判昭二六年二月二日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引四五頁（第一次上告審・最判昭二四年五月一日裁判集刑一〇号七一頁）、最判昭二六年二月二日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一四五頁、最判昭二八年一月一九日刑集七卷一〇号二二二六頁、最判昭二九年一月二日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一六頁、最判昭三三年八月三〇日裁判集刑一二〇号八九頁（事案の詳細につき、札幌高判昭三一年八月七日判時八五号二七頁参照）、最判昭三五年三月一五五刑資一九七号事件一覽表二九頁本文二〇八頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）、最判昭三六年八月一七日刑集一五卷七号一二四四頁、最判昭三八年五月一〇日刑資一九三三事件一覽表三四頁本文二九二頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）、最判昭四一年二月四日刑資一八九号事件一覽表四頁本文三四頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）。

(22) 最判昭二六年一〇月一八日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一〇一頁、最判昭三三年一月二二日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一二九頁、最判昭三三年四月五日刑資二二七号付録死刑事件判決総索引一二九頁、最判昭三四年六月一六日刑資二〇三三事件一覽表三九頁本文二六九頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）、最判昭三五年六月九日判例集未登載（事案の詳細につき、福岡地裁飯塚支判昭三五年六月九日下刑集一卷六号一五二二頁参照）、最判昭四四年一〇月二日裁判集刑一七三三三頁、最判昭四五年八月二〇日刑資二二三三事件一覽表一四頁本文一六七頁（判決文未確認・最高裁図書館で閲覧禁止中）、最判昭四七年六月二七日裁判集刑一八四号七八五頁（事案の詳細につき、仙台地判昭四六年一月二八日刑月三卷一四九頁参照）、最判昭五二年二月二〇日裁判集刑二〇八号五二九頁（事案の詳細につき、東京地判昭四七年四月八日刑月四卷四号七二九頁参照）。

(23) 神田・前掲注(8)二四―二五頁。

(24) 最判昭三二年八月三〇日・前掲注(21)は、殺害の計画性が明確に存在し、犯跡隠蔽を周到に行なった、この時期には珍し

犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準

い事案である。

- (25) 一覧できる表として、法務総合研究所編『平成九年版犯罪白書——日本国憲法施行五〇年の刑事政策』(大蔵省印刷局、一九九七)五二頁、一一七頁、四〇八頁、四三三頁。但し、殺人の中には、未遂・予備が含まれており、必ずしも殺害の結果が生じているわけではない点に注意が必要である。また、殺人で検挙されたとしても必ずしも殺人で有罪認定されるわけではないが、検挙人員は犯罪発生状況の一つの指標となると思われる。さらに、強盗致死の中には、強盗殺人も含まれるが、その数値は不明である。

- (26) 団藤重光ほか『ポケット註釈全書新版少年法「第二版」』(有斐閣、一九八四)四〇七頁。

- (27) 例えば、被殺者三名の事案として、数日前から犯行機会を窺っていた、最判昭三八年二月八日・前掲注(20)。被殺者二名の事案として、拳銃入手のために青酸カリで警察官を毒殺した、最判昭三八年五月一〇日・前掲注(21)。被殺者一名の事案として、当初殺意はなかったものの誘拐の計画性が高く、殺害後に身代金を要求した、最判昭三五年六月九日・前掲注(22)、銃欲しさから警察官をライフル銃で殺害し、銃砲店から強取したライフル銃で一〇〇発以上発射し、一六人を負傷させた、最判昭四四年一〇月二日・前掲注(22)。

- (28) 一覧できる表として、白書・前掲注(25)一一七頁、四三三頁。

- (29) 神田・前掲注(8)二六頁。

- (30) 東京高判昭五六年八月二一日判時一〇一九号二〇頁。

- (31) 前田・前掲注(1)二二五頁。

- (32) 計画的に、身代金目的で誘拐し、殺害後に身代金を要求した、最判昭五二年二月二〇日・前掲注(22)。

- (33) 一覧できる表として、白書・前掲注(25)一一七頁、四三三頁。

- (34) 田宮ほか・前掲注(1)四二頁。

- (35) この点を強調するものとして、例えば、溝渕啓修ほか「アベック殺人事件の集団心理について」犯罪心理学研究二六巻特別号(一九八八)二二頁以下、二三頁、服部朗「少年の死刑事事件と殺人の『共謀』の成否——名古屋地裁平成元年六月二八日判決をめぐって」法時六一巻一三三号(一九八九)五六頁以下、五八頁、多田元「問題の解決にならない死刑判決」法セミ四三一号(一九九〇)七〇頁以下、七〇—七一頁、船山泰範「少年犯罪『報道』の視座——少年法五一條を手がかり

に——」政経研究二九卷二号（一九九二）三〇九頁以下、三一八—三二〇頁、鮎川潤「ある強盗殺人事件の研究——『大高緑地アベック殺人事件』——」犯罪社会学研究一七号（一九九二）七〇頁以下、七九頁、多田元ほか「大高緑地アベック殺人事件——控訴審の中間報告」法時六五卷二号（一九九三）九六頁以下、九七頁「多田」、松岡・前掲注（一）五二頁、三原憲三ほか「名古屋の大高緑地事件」朝日法学論集二七号（二〇〇二）六七頁以下、八四—八五頁。こうした見方からは、大高緑地事件における被害者の連れ回しを残酷性の発露ではなく、事態に対処し切れない未熟さの表れととらえることになりやすい。服部六一頁、三原ほか八六頁。思春期や青年期にある男女混成集団であることやシンナーを濫用した集団であることも計画性の判断に影響しよう。鮎川七九—八〇頁、八二頁。

(36) 船山・前掲注(35)三一三—三五頁。

(37) 強盗殺人における年齢について、改善可能性の一判断材料として理解されているのみで、独立の量刑要素としての影響力に疑問を提起する見解もある。増本弘文「死刑判決の具体的量刑基準の検討——永山第一次最高裁判決以後の判決を素材にして——」奈良大学紀要二三号（一九九五）二九頁以下、四一頁。なお、大高緑地事件第一審判決のように、前科前歴の存在を未成熟さの表れと考えず、犯罪性向を認定し、改善可能性がないか小さいと評価することに対しては、強い反対がある。

神田・前掲注(8)三三頁、宮坂・前掲注(2)一一八頁。

(38) 拙稿「死刑選択基準」前掲注(6)一五一—一五二頁。

(39) 増本・前掲注(37)四一頁。

(40) 神田・前掲注(8)三三頁。

(41) 日垣隆「少年は『四人』殺してようやく死刑——光市母子殺人は無期。死刑との境界はどこにある——」文芸春秋七八卷一〇号（二〇〇〇）一七〇頁以下、一八〇頁。

(42) 成人の事件について、同様に考えるものとして、本庄武「死刑求刑檢察官上告五事件以降の死刑判決の分析」季刊刑事弁護三七号（二〇〇四）五〇頁以下、五六頁、村岡啓一「共犯事件の死刑選択基準——最高裁決定一九九九年一月一六日を分析する」季刊刑事弁護三七号（二〇〇四）五八頁以下、六一—六二頁。

(43) 近時の少年法改正を厳罰化と位置付け、年長少年に対して積極的に死刑が適用されるようになると予測する見解がある。辻本衣佐「少年に対する死刑——世界とわが国の現状」法律論叢七七卷四—五号（二〇〇五）一八三頁以下、二〇五—二〇

犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準

六頁。しかし、少年に対する自由刑選択及び量刑の変化と死刑選択の変化は必ずしも一致するものではなく、なお慎重な検討が必要であると思われる。

(44) 北澤信次「無期刑の仮出獄——運用実態の急激な変容——」『三原古稀』・前掲注(2)七八七頁以下、七九四—七九八頁が詳しい。

* 校正中に、連続リンチ殺人事件の控訴審である、名古屋高判平一七年一〇月一四日に接した。被告人三名全員を死刑とした(上告)。

* 判例資料の所蔵確認・貸出肯否の照会について、関西大学図書館閲覧参考課レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を表します。

* 眞鍋俊二先生が還暦を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。